

# 海上工事・作業に伴う許可申請手続き等の手引き

平成 30 年 4 月  
第二管区海上保安本部  
交通部 航行安全課



## 第1章 概説

### 第1節 概説

海上における船舶交通法規について定めた法律には、「海上衝突予防法」(昭和 52 年法律第 62 号)、「海上交通安全法」(昭和 47 年法律第 115 号)及び「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号)があります。

海上で行われる工事、作業、行事、工作物の設置といった行為は、一定の水域を占有し又は船舶交通の安全を阻害する恐れがあるため、「海上交通安全法」及び「港則法」により許可、届出等が義務付けられています。

工事、作業、行事の実施者は、海上交通の安全を図るため所要の措置を講ずる必要があり、一般的に工事、作業、行事を行う場合は、安全管理体制を確立するとともに、区域明示用の標識設置、警戒船の配備、海域利用者等に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

なお、第二管区海上保安本部の担任水域管内には、海上交通安全法が適用される海域はありません。

#### 【参考: 法律の目的等】

「港則法」(昭和 23 年法律第 174 号)

第1条(法律の目的)

この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

「海上交通安全法」(昭和 47 年法律第 115 号)

第1条(目的)

この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。

#### 【補足】

港は、通常他の海域より多くの船舶が出入りしますが、港内の水域は広さに限界があり、また、防波堤等の構築物によって複雑な水路を擁しているため、当該水域においてふくそうする船舶を、交通ルール的一般法である海上衝突予防法のみで規制していたのでは、船舶の衝突、座礁等の事故が発生するおそれがあり、港内の交通秩序を保つことが困難であるので、特別の交通ルールを定めることにより、港内における水路の保全、災害の防止するため、港則法により規制が行われています。

## 第2節 海域と適用法令

海上において工事、作業、行事を行う場合には、当該海域により適用法令、申請様式、申請先等が次表のとおり定められています。

海 域	適用法令と条文	申請様式		申請先(宛名)
		工事・作業	行事	
特定港又は特定港の境界付近	港則法第 31 条第 1 項 港則法第 32 条	許可申請	許可申請	港長
特定港以外の港則法適用港又は同港境界付近	港則法第 31 条第 1 項 港則法第 43 条	許可申請	※	海上保安部長

※特定港以外の港則法適用港又は同港境界付近において、端艇競争その他の行事を実施する際には、行事中における事故防止、船舶交通の安全確保の見地から、「作業許可申請」の提出が必要となる場合があります。

## 第2章 港則法

### 第1節 工事・作業許可申請

#### 1 根拠

港則法第 31 条(工事等の許可)

特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第 43 条(準用規定)

第 10 条、第 26 条、第 29 条、第 31 条、第 36 条第 2 項、第 37 条第 2 項及び第 38 条から第 40 条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

#### 2 許可が必要となる港

第二管区海上保安本部管内で許可が必要となる港は、港則法施行令第 1 条、第 2 条により、

特 定 港	青森港、むつ小川原港、八戸港、釜石港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、酒田港、相馬港、小名浜港
特定港以外の港	深浦港、鯨ヶ沢港、小泊港、三厩港、平館港、小湊港、野辺地港、大湊港、川内港、脇野沢港、佐井港、大間港、大畑港、尻屋岬港、久慈港、八木港、宮古港、山田港、大槌港、大船渡港、広田港、気仙沼港、志津川港、女川港、鮎川港、萩浜港、渡波港、象潟港、金浦港、平沢港、本荘港、戸賀港、北浦港、能代港、加茂港、由良港、鼠ヶ関港、四倉港、江名港、中之作港

と定められています。

### 3 工事・作業の範囲及び適用される行為

- (1) 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設等の痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものと区別しています。
- (2) 一般的に工事又は作業と呼びうるものであっても、船内において行われる清掃作業等当該行為の及ぼす影響が当該行為の行われる場所に限られるもので、他の船舶交通を阻害するおそれがない行為や船舶の離着岸及び荷役作業等港内で通常行われる行為については除外されます。
- (3) 定置網漁業を営むために行う網の設置、海苔、かき、真珠貝等の養殖施設用の竹材、漁具類の敷設等は、施設等の痕跡を残しますが、設置期間が限定されていますので、作業に該当し、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがあることから、許可が必要となります。
- (4) 潜水して行う沈木回収、船底清掃等は、作業に該当し、安全確保のために当該実施場所への他の船舶の接近を制限して行われることから、潜水器具使用の有無に関わらず、許可が必要となります。
- (5) 岸壁・棧橋上の工事・作業は、工程上、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがある内容を含む場合には許可が必要となります。
- (6) 採水、採泥、潮流観測等の海況調査は、潮流観測用機器等を設置した場合、痕跡を残しますが、設置期間が限定されていますので、作業に該当し、作業船が調査場所で一旦停止した状態で実施するような場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがあることから、許可が必要となります。  
なお、ブイや潮流観測用機器等の設置に関しては、当該設置物の設置及び撤去作業にかかる行為のみが許可の対象となり、当該設置物の設置から撤去までの間の水域占有にかかる許可については、港湾管理者等にお問い合わせください。
- (7) 港則法施行規則第9条第1項では、「えい航の制限」として「引船の船首から被えい航物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。」と定められており、えい航長が200メートルを超える場合は、作業に該当し、許可が必要となります。

### 4 許可を要しない工事・作業の例示

港則法適用海域であっても、船舶の通航実態がほとんどない水域における次のような工事・作業は、許可を要しません。

- (1) 小規模な作業
- (2) 当該施設の管理者が発注する施設の維持のための小規模な作業等
- (3) その他港内の整頓及び船舶交通の安全確保に影響を及ぼさない工事又は作業

なお、具体的に許可を要するかどうかについては、各港を管轄する海上保安部交通課又は海上保安署(以下、海上保安部署という。)にお問い合わせください。

## 5 申請書のあて名及び提出先等

### (1) 申請書のあて名・提出先

特定港にかかる申請書は当該港を管轄する港長、特定港以外の港については、当該港を管轄する海上保安部長へ提出して下さい。

提出先	申請書書式記載のあて名	申請が適用される港の区域
青森海上保安部	青森港長	青森港(特定港)
	青森海上保安部長	深浦港、鯨ヶ沢港、小泊港、三厩港、平館港、小湊港、野辺地港、大湊港、川内港、脇野沢港、佐井港、大間港、大畑港
八戸海上保安部	むつ小川原港長	むつ小川原港(特定港)
	八戸港長	八戸港(特定港)
	八戸海上保安部長	尻屋岬港、久慈港、八木港
釜石海上保安部	釜石港長	釜石港(特定港)
	釜石海上保安部長	山田港、大槌港、大船渡港、広田港
宮城海上保安部	仙台塩釜港長	仙台塩釜港(特定港)
秋田海上保安部	秋田船川港長	秋田船川港(特定港)
	秋田海上保安部長	象潟港、金浦港、平沢港、本荘港、戸賀港、北浦港、能代港
酒田海上保安部	酒田港長	酒田港(特定港)
	酒田海上保安部長	加茂港、由良港、鼠ヶ関港
福島海上保安部	相馬港長	相馬港(特定港)
	小名浜港長	小名浜港(特定港)
	福島海上保安部長	四倉港、江名港、中之作港
宮古海上保安署	釜石海上保安部長※	宮古港
気仙沼海上保安署	宮城海上保安部長※	気仙沼港、志津川港
石巻海上保安署	石巻港長	石巻港(特定港)
	宮城海上保安部長※	女川港、鮎川港、萩浜港、渡波港

※宮古港、気仙沼港、志津川港、女川港、鮎川港、萩浜港及び渡波港については、提出先と申請書記載のあて名に相違がありますので、留意願います。

### (2) 事務取扱時間

受付時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっておりますが、これ以外の時間帯及び閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始)に受付を希望される方は、当該海域を所管する各海上保安部署に連絡のうえ、受付の可否を確認してください。

## 6 申請者

申請者は「工事又は作業を行おうとする者」で、工事又は作業を実際に施工する責任者で、当該行為について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

原則的には、工事実施者(発注者)となりますが、請負契約を結んで工事又は作業の実施を一任する場合には当該請負った者(元請業者)がこれに該当します。

## 7 申請書の提出部数

申請書は、A4 縦版で作成して 1 部提出してください。

なお、許可印等を押印した書類一式の返却を希望される場合は、1 部追加して提出してください。

## 8 申請書の提出時期等

工事等の許可申請は、港長又は海上保安部長による審査、当該海域利用者への周知期間等を考慮し、原則として着工日の 1 ヶ月前までに提出して下さい。

(他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。)

なお、海難に伴う船底調査作業等の緊急を要するものについては、この限りではありません。

また、許可を受けた工事等の内容に変更が生じた場合は、許可を受けた工事等の工期が終了する前までのできるだけ速やかな時期に、「工事(作業)内容変更許可申請書」を作成し、内容変更許可申請の手続きを行ってください。

## 9 審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき、港長又は海上保安部長は、港則法に規定する審査基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口において閲覧できるようにしておりますので許可申請等を行う場合には事前に確認して下さい。

## 10 申請書の提出・許可書の受取方法

### (1) 申請書の提出方法

申請書は、事務取扱窓口に直接提出してください。

なお、上記方法による提出ができない場合は、当該海域を所管する各海上保安部署に連絡のうえ、提出方法を相談してください。

### (2) 許可書の受取方法

申請された工事・作業に対し、港長又は海上保安部長が許可すれば、申請者(担当者)あて、許可された旨電話連絡しますので、許可書を受取りにお越してください。

なお、許可書の郵送を希望される方は、申請書の提出に併せ、切手付返信用封筒をご用意ください。

## 11 申請書の記載要領

### (1) 工事(作業)許可申請書

工事又は作業の許可の申請については、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない」旨規定されています。

工事又は作業の許可申請にあたっては、工事・作業の種類に応じて工事許可申請書又は作業許可申請書と標記するとともに、次の項目を記載し図面等資料を添付のうえ、申請して下さい。

#### ① 目的及び種類

工事・作業の施工目的を具体的に記載するとともに、工事・作業の主な種類を簡潔に記載する。

#### ② 期間及び時間

海上及び船舶交通に影響を及ぼすおそれのある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記して申請期間に含める。

(準備工及び陸上のみでの工事・作業並びに船舶交通に影響を及ぼさない工事・作業の期間は含まない。)

(例) 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間  
(予備日:平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間)

#### ③ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位(真方位)・距離又は緯度・経度(世界測地系)での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突塔等の固定物(灯浮標等の移動性のあるものは除く)を言い、灯台の名称は、灯台表(海上保安庁発行)に記載されているものを用いる。

イ 岸壁上又は海域を占用しない岸壁側傍での作業の場合には、海図に表示してある岸壁名を付して記載する。

ウ 海図の写し等を用いた位置図、区域図等の状況資料を添付する。

#### (例1) 場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から〇〇〇度〇〇〇メートルの地点を中心とする半径〇〇〇〇メートルの円内の海域

#### (例2) 場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

A点 〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点

B点 A点から〇〇度〇〇メートルの点

C点 B点から〇〇度〇〇メートルの点

D点 C点から〇〇度〇〇メートルの点



#### ④ 方法

ア 実施(施工)の順序に従い、図面等を用いて具体的に分かり易く記載する。

イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

- ・ 工事・作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 大型作業船(浚渫船、杭打船、起重機船等)のアンカーワイヤーの張り方
- ・ 工事・作業の進捗に伴う作業船等の配置が何通りかに分けられるもの
- ・ 作業船に積載する資機材等が、積載する作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの

ウ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法並びに照明設備等について明らかにする。

エ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

#### ⑤ 危険予防の措置

ア 標識の設置

作業船、工事区域、海上工作物(設置物)等に応じた標識の種類(型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等)、個数等を明記する。

なお、これらの標識は、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すと同時に注意を促し、船舶交通の安全を確保するために設置するものであることから、周囲から見え易かつ識別し易いものとする。

また、海上衝突予防法に定められている各種船舶に掲揚すべき灯火及び形象物については、この欄又は次項の「安全対策」欄に記入する。

(例1) 浚渫作業船には、海上衝突予防法に定められた灯火(紅色・白色・紅色全周灯)及び形象物(球・菱・球)を掲揚する。

(例2) 潜水作業船には、国際信号書に定められた「A旗」又は「A旗」を示す信号板を掲揚する。

その他、工事等を施工する際に設置する標識は、「航路標識法」に基づいて、使用することができる標識の種類が定められており、設置の届出が必要な場合があります。

また、標識等の流出するおそれがあるものについては、当該標識にそれぞれ所有者、連絡先等を明記しておくこと。

#### イ 安全対策

工事・作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・ 船舶交通に対する事故防止対策
- ・ 警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・ 作業船(浚渫船、杭打船、起重機船等)のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ・ 工事標識等の流出防止対策(所有者・連絡先の明記)
- ・ 油の流出、汚濁防止のための措置

- ・ 資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・ 潜水作業、夜間作業等における事故防止対策
- ・ 事故発生時の対策及び連絡体制
- ・ 中止基準(風速、波浪、視界等)
- ・ 荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・ 海域利用者への周知、調整状況
- ・ 隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・ 工事説明会の開催及び周知用リーフレットの配布状況
- ・ 工事変更、中断等における措置
- ・ 浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施状況

#### ⑥ 緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

(注:港湾管理者、発注者は必ず入れる。)

#### ⑦ その他

上記までの各項目に該当しない項目で、必要と思われる事項を記載する。

#### ⑧ 連絡先

工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号、夜間連絡先等を明記する。

#### ⑨ 添付資料の例示

- ・ 現場位置図
- ・ 工事(作業)区域図
- ・ 工事施工計画図(計画平面図、施工図、構造図等)
- ・ 状況図(工事標識、作業船、警戒船配置状況図等)
- ・ 使用船舶(機械)一覧表(又は「船舶検査証書」の写)
- ・ 警戒船講習(管理業務)受講証明書の写
- ・ 工事作業に従事する業者一覧
- ・ 工程表(工事着手から完了までの工種毎に記載したもの)
- ・ 工事作業の契約(期間)が分かるもの(契約書等の写)
- ・ 標識の種類等が分かるもの
- ・ 周知用リーフレット

(2) 工事(作業)内容変更許可申請書

港長等の許可を受けた工事・作業について、工事・作業の内容(工期、施工方法等)を変更したい場合には、工事・作業の種類に応じて工事内容変更許可申請書又は作業内容変更許可申請書と題記して次の項目を記載し、資料を添付のうえ、この申請書により申請して下さい。

① 工事(作業)名

既許可書と同様の工事(作業)名を記載する。

② 許可年月日及び許可番号

既許可書に付してある許可年月日及び許可番号を記載する。

③ 工事(作業)場所

工事(作業)区域を拡大又は縮小する場合は、前記(1)の工事(作業)許可申請書記載要領にならない、図面を添付して具体的に記載する。

なお、工事(作業)場所が既許可と異なる場合は、新たに前記(1)の工事(作業)許可申請書により許可を申請する必要があります。

④ 工期

工期に変更がある場合は既許可期間及び内容変更期間を分かり易く記載し、変更がない場合は既許可期間を記載する。

なお、工期に予備日を設定して申請した場合であって、予備日の終了日までに工事(作業)が終了する場合は、この申請書による許可を申請することは要しないが、既許可期間が終了した後の工期延長は、出来ません。新たに前記(1)の工事(作業)許可申請書により許可を申請する必要があります。

(例) 既許可期間 平成〇年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの間  
変更期間 平成〇年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの間

⑤ 内容変更理由

内容変更の理由を具体的に記載する。

⑥ 内容変更工事(作業)の施工方法

施工方法に変更がある場合は具体的に記載し、変更がない場合は「既許可第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

⑦ 危険予防の措置(標識及び安全対策)

内容変更に伴う措置がある場合は追記し、既許可のとおりである場合は「既許可第〇〇〇号、平成〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

⑧ 連絡先(氏名、連絡先)

現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号に変更がある場合は具体的に記載し、変更がない場合は「既許可第〇〇〇号 平成〇年〇月〇日付のとおり」と記載する。

なお、現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号等の変更のみの場合は、この申請書の表題を「工事(作業)内容変更届」と題記して提出する。

⑨ 添付資料の例示

- ・ 内容変更にかかる図面等
- ・ 既許可書添付の工程表
- ・ 変更後の工程表
- ・ 新たに契約書等を取り交した場合は、その契約書等の写

(3) 使用船舶(機械)変更届

港長等の許可を受けた工事・作業について、使用する船舶又は機械類に変更又は追加がある場合には、変更する船舶又は機械の種類に応じて使用船舶変更届又は使用機械変更届と題記して次の項目を記載し、資料を添付のうえ、この届を提出して下さい。

ただし、使用船舶等を大型化する等他の船舶交通に及ぼす影響が既許可と異なる場合には、「工事(作業)内容変更許可申請」の手続きが必要となります。

- ① 工事(作業)名
- ② 許可年月日及び許可番号
- ③ 工事(作業)場所
- ④ 既許可期間
- ⑤ 変更期間
- ⑥ 変更理由
- ⑦ 変更船舶(機械)の要目
- ⑧ 添付資料
  - ・ 既許可添付の使用船舶一覧表
  - ・ 変更後の使用船舶一覧表
  - ・ 変更船舶の船舶検査証書の写
  - ・ 変更船舶操船者の海技免状の写
  - ・ 変更警戒員の警戒船講習(管理・業務)受講証明書の写

## 第2節 行事許可申請

### 1 根拠

港則法第 32 条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

### 2 許可が必要となる港

第二管区海上保安本部管内で許可が必要となる港は、港則法施行令第 1 条、第 2 条により、

特 定 港	青森港、むつ小川原港、八戸港、釜石港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、酒田港、相馬港、小名浜港
-------	---

と定められています。

### 3 行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また、参加する船艇等が少数であっても水域を占用したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。

なお、船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、他の船舶に影響を及ぼさないので行事には該当しません。

### 4 申請書のあて名及び提出先

「工事・作業」の場合と同じです。

### 5 申請者

許可申請者は「行事をしようとする者」で当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する方です。

### 6 申請書の提出部数

### 7 申請書の提出時期

### 8 審査基準及び標準処理期間

### 9 申請書の提出・許可書の受理方法

「工事・作業」の場合と同じです。

### 10 申請書の記載要領

行事の許可の申請については、港則法施行規則第 17 条に「行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を具して、これをしなければならない」旨規定されています。

申請にあたっては、行事許可申請書と標記するとともに、次の項目を記載し図面等資料を添付のうえ、申請して下さい。

#### ① 目的及び種類

行事の種類、目的等を簡潔に記載する。

② 期間及び時間

行事の始期、終期の年月日及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記して申請期間に含める。

③ 区域又は場所

ア 一定の海域を占有して実施する場合は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位(真方位)・距離又は緯度・経度(世界測地系)での表示により特定し、区域を設定せず船隊等を組んで航走する場合はその航走経路を記載する。

イ 海図の写し等を用いた位置図、区域図等の状況資料を添付する。

④ 方法

ア 行事の種類に応じた実施方法、実施内容を具体的に記載する。

(計画書又実施要領等を作成した場合はこれを添付する。)

イ 参加人員、参加船艇(船名、要目等)を明確にする。

ウ 次のような場合は、図面を作成し添付する。

- ・ パレードを実施する場合の船隊構成及び航走経路
- ・ 端艇競争を実施する場合のコース設定
- ・ 水上花火大会における危険範囲

⑤ 危険予防の措置

ア 標識の設置

行事実施海域に設定する標識及び参加船艇の識別標識等について記載する。

イ 安全対策

行事の種類、規模等に応じ、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・ 船舶交通に対する事故防止対策
- ・ 警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・ 作業船(台船等)のアンカーワイヤー・投錨位置に対する事故防止対策
- ・ 事故発生時の対策及び連絡体制
- ・ 中止基準(風速、波浪、視界等)
- ・ 海域利用者への周知、調整状況
- ・ 行事の中止、変更等に対する措置

⑥ 緊急連絡系統

事故等緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

⑦ その他

行事に関するその他の必要事項を記載する。

⑧ 連絡先

現場責任者等の住所・氏名・電話番号を明記する。

⑨ 添付資料

- ・ 位置図、区域図又は経路図
- ・ 標識配置図、花火大会実施時の危険範囲図
- ・ 参加船・警戒船配置図
- ・ 日程表又はタイムスケジュール
- ・ 参加者名簿、参加船リスト

# 資 料 編

## 資料1 警戒船の配備基準等

### (1) 警戒船の配備

港内や港の境界付近は、船舶交通が輻輳しているため、工事・作業を行うにあたっては、通航船舶が工事・作業区域に進入して作業船と衝突したり、工事・作業により、可航幅が狭められた海域で通航船舶同士が衝突したり、乗揚げたりする等の工事・作業に伴う事故の防止には、特に注意を払う必要があります。

このため、次のような工事・作業を行う場合には、関係船舶及び実施海域を航行する船舶の安全を確保する観点から、警戒船を配備する必要があります。

- ① 告示又は公示による交通制限が必要な公示作業等
- ② 船舶交通が特にふくそうする航路及びその周辺海域における工事作業等  
(航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われる工事作業等を除く。)
- ③ 爆破作業、危険度の高い潜水作業などの工事作業等
- ④ 航行船舶の可航水域が狭められる工事作業等
- ⑤ 許可に係るえい航作業
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、船舶交通の危険又は混雑生ずるおそれのある工事作業等

### (2) 警戒船の配備隻数

工事作業等の施工者等は、次に掲げる事項を踏まえ、航行船舶が工事作業等の実施海域に異常接近することを防止するために行う情報提供や注意喚起の実施に必要な隻数を配備する必要があります。

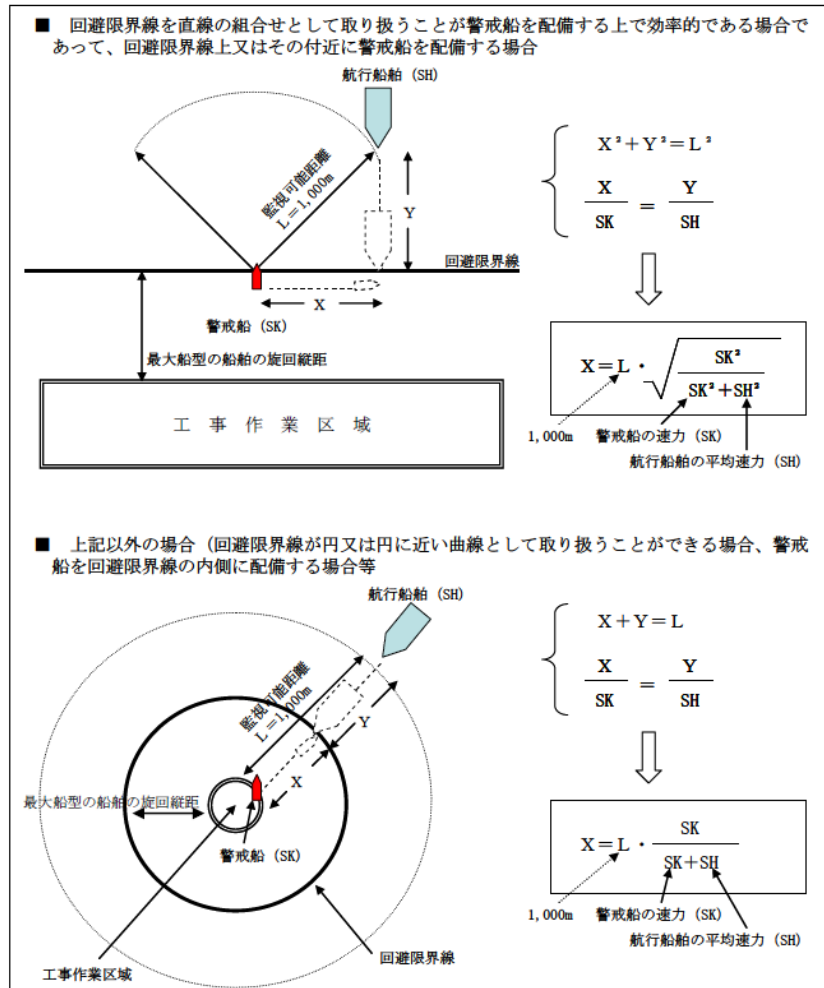
- ① 工事・作業の種類及び規模
- ② 工事・作業の実施海域及び付近海域の航行船舶の状況
- ③ 工事・作業を実施する時間帯
- ④ 工事・作業の実施海域の気象及び海象
- ⑤ 警戒船の性能
- ⑥ 監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制



### <警戒船の配備隻数の考え方>

警戒船の配備隻数は、次の半径(X)を有する円で回避限界線の全てを包含するために必要な円の最少数と同数とすることを標準とする。

※ 回避限界線とは、工事作業等の実施により航行船舶が進入することが危険である海域の外郭線から外方に、同海域付近を航行する最大船型の船舶(進路警戒船を配備して航行する巨大船等を除く。)の旋回縦距を隔てた地点を連ねた線をいう。



### (3) 警戒船の性能、設備等

警戒船に必要とされる性能、設備等は、次のとおりです。

#### ① 堪航性

工事作業等の実施海域付近の気象・海象条件において、警戒業務を適切に実施することが可能でなければなりません。

#### ② 速力

工事作業等の実施海域付近を航行する船舶の速力を船舶自動識別装置(以下「AIS」という。)等を活用して把握することに努め、それらの状況を勘案し、警戒業務が適切に実施できる速力(目安として航行船舶の平均速力以上)を有していなければなりません。

③ 設備等

次に掲げる設備等を装備すること。

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	工事作業等の実施海域等の状況を踏まえ装備するもの
連絡設備	他の警戒船、工事作業等の現場、警戒線業務管理者及び関係海上保安官署と連絡が可能な無線設備又は携帯電話	超短波無線電話(国際VHF)又は船舶電話
監視器材	双眼鏡	レーダー又はAIS送受信機
注意喚起器材	拡声器、手旗、赤旗(1m×1m)及び信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン又は国際信号旗
表示器材	警戒船であることが容易に識別可能な横断幕又は表示板及び特別灯火(青色閃光灯又は青と白の閃互光灯)	電光表示板
その他	関係する海域の海図 海事法令集	消火ポンプ 関係する水路通報、航行警報等

(4) 警戒船の乗組員等

警戒船の乗組員等については、次の要件が必要となります。

- ① 警戒船においては、警戒船を運航する乗組員のほか、1名以上の者が警戒業務に専従することができる体制を整えること。
- ② ①で規定する警戒業務に専従する者(以下「専従警戒要員」という。)は、部署等が実施する警戒業務に係る講習のうち、業務講習を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒船の任務、警戒業務実施方法、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得していること。

資料2 申請書の様式

(工事・作業又は行事)許可申請書

平成 年 月 日

〇〇港長 殿

(特定港以外の港にあつては、管轄の海上保安部長あて)

申請者所属・氏名

印

1 目的及び種類

2 期間及び時間

4 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること。)

5 方法

(火薬類を使用する場合は、その旨を明記すること。)

6 その他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること。)